

IV-1-1-[3] 市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について(抄)

[昭和 49 年 6 月 24 日 社会教育審議会答申]

まえがき

1～3(略)

4. 市町村における社会教育の一層の振興を図るためには、新しい社会の進展に即応する専門的職員としてふさわしい識見と技術とを備えた指導者の育成が図られる必要がある。このためには、社会教育主事の資格やその養成・研修について改めて検討を加える必要があり、また、社会教育施設職員としての公民館、図書館、博物館、青年の家、少年自然の家、婦人教育施設等の職員の資格や養成・研修についても検討されるべき点が多い。さらに、社会教育指導者の養成のため、大学における社会教育関係の学科目・講座の整備や社会教育関係科目の充実並びに社会教育指導者の養成を目的とする高等教育機関の設置等も検討されるべき重要な課題である。

これらの課題については、検討の時間の関係で審議を尽くせなかったが、ここでは、その重要性を指摘するにとどめることとする。

第 1 章 市町村社会教育主事の確保について(略)

第 2 章 公民館職員の充実について(略)

第 3 章 民間指導者の確保について

1. 現状と課題

(1) 社会教育の事業は、国や地方公共団体が行うもののほか、民間の活動として行われるものがあり、この比重は大きい。したがって、市町村における社会教育指導者の充実強化の方策を考えるに当たって、民間指導者の問題を避けることはできない。

(2) 青少年教育の分野では、現在、小・中学生の 50%、高校生の 12%、勤労青少年の 22%が何らかの青少年団体に加入し、社会教育活動に参加している。青少年にとって社会教育が必要なのは、彼らが、家庭や学校には期待しにくい様々な経験を持つことによって、個性の伸長と社会性の陶冶を図ることができるからである。これら青少年団体の指導者の養成については、団体自らが行うほか、地方公共団体も実施しており、国は都道府県が行う指導者研修事業に対して経費の一部を補助している。今後、社会教育に参加する青少年の数が増加することが予想され、青少年教育活動に従事する民間指導者に対する需要はいよいよ増大するものと思われる。したがって、これら指導者を計画的に養成するとともに、指導者の役割に応じて必要とされる知識や技術についての研修内容を検討する必要がある。

(3) (略)

(4) (略)

2. 課題に対する対応策

市町村における社会教育に関する民間指導者は、その役割からみて、民間団体の組織及び運営に係る団体指導者と社会教育活動の内容に係る専門的、技術的な能力を持つ専門指導者とに分けることができるが、国及び地方公共団体は、これらの指導者が数的に確保され、その質が高められるように、次の諸点に配慮して施策を進める必要がある。

(1) 団体指導者の確保

- [1] 団体自らが行う指導者研修事業に対して、国や地方公共団体は、求めて応じて、講師のあっせん、施設の提供等必要な援助を行うこと。
- [2] 団体指導者として必要な役割や、組織・運営の知識・技術などを明らかにし、これを研修の参考資料として示すことは、団体指導者の養成に有益であるので、国は、そのような参考資料を作成し、地方公共団体や関係団体に提供すること。
- [3] 国及び地方公共団体は、上に述べた参考資料に即して研修事業を実施し、団体指導者の養成に協力すること。
- [4] 国は、地方公共団体が行う団体指導者の研修事業に対する援助を拡充すること。

(2) 専門指導者の確保について

- [1] 多種多様な内容を持つ社会教育活動に係る専門指導者を確保するためには、地域別、専門分野別に適当な指導者についての情報を整備し、これを民間団体等に提供するとともに、求めに応じて、民間団体等が行う社会教育活動の講師としてあっせんするなど専門指導者の顕在化とその活用に努める必要があること。
- [2] 専門指導者の中には、例えば青少年活動の指導に対する学校教員のように、社会教育の面で優れた指導力を発揮することが期待されながら、社会教育への理解の不足や参加する条件の整っていないことから、社会教育への参加に消極的な者が多い。したがって、国及び地方公共団体は、これら専門指導者の社会教育への積極的な参加を奨励するため、その活動に伴う経費について財政的援助の措置を講じたり、その活動中に生じた事故に対する傷害保険制度の拡充方を推進したりする必要があること。